

第9期北海道水産業・漁村振興審議会について

1 審議会の設置目的及び根拠

北海道の水産業及び漁村の振興を図るため、知事の附属機関として、北海道水産業・漁村振興条例第22条により設置。

2 審議会の所掌事項

- (1) 知事の諮問に応じ、水産業及び漁村の振興に関する重要事項を調査審議すること。
- (2) (1)に掲げるもののほか、条例の規定によりその権限に属された事務。
- (3) 水産業及び漁村の振興に関し、必要と認める事項を知事に建議すること。

3 審議会の組織等

- (1) 組織 委員15人以内で組織
- (2) 委員の任期 令和元年8月5日から令和3年8月4日までの2年間
- (3) 開催場所等 札幌市内において年2～3回程度開催

4 会長及び副会長

審議会に会長及び副会長を置くこととし、委員が互選する。

5 審議会の開催要件及び意志決定

審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

また、会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

6 審議会の部会

審議会は、必要に応じ、部会を置くことができ、部会は審議会から付託された事項について調査審議するものとする。

第9期北海道水産業・漁村振興審議会の公開について

1 会議の公開

(1) 第9期北海道水産業・漁村振興審議会の会議は、公開とする。

ただし、公開することにより公平かつ中立な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると会長が認めたときは、これを非公開とすることができる。

(2) 会長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、傍聴者に必要な制限を課すことができる。

2 資料の公開

第9期北海道水産業・漁村振興審議会の資料は、公開とする。

ただし、審議の途中にあるもの、その他公開することにより公平かつ中立な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると会長が認めたときは、これを非公開とすることができる。

3 議事録の公開

(1) 第9期北海道水産業・漁村振興審議会の会議の結果は、議事録を作成し、保存する。

なお、議事録は、議事記録の正確性を期するため、2名の委員により署名することとし、会長が会議に出席した委員の中から指名するものとする。

(2) 第9期北海道水産業・漁村振興審議会の議事録は、公開とする。

ただし、公開することにより公平かつ中立な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると会長が認めたときは、これを非公開とすることができる。

第9期北海道水産業・漁村振興審議会の傍聴について

1 傍聴する場合の手続

(1) 第9期北海道水産業・漁村振興審議会の傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに受付で氏名、住所を記入し、事務局職員の指示に従って会場に入室してください。

(2) 傍聴の受付は、先着順で行い、満席になり次第、終了します。

2 傍聴者が守るべき事項

(1) 会議は静かに傍聴することとし、議事進行を妨害しないこと。また、拍手、ハチマキその他の方法により賛成、反対の意思表明をしないこと。

(2) 会議中に飲食などをしないこと。

(3) 会議の様子を写真撮影、録画若しくは録音等しないこと。

ただし、会長が認めた場合はこの限りではない。

(4) その他、会長が会議の運営上、必要と認めて指示したこと。

3 違反者への措置

傍聴者が上記2を守らず、会長が注意したにもかかわらず、従わないときは、退場していただく場合があります。